

平成 2 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	2	府 省 庁 名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 8 条第 1 項の許可に係るごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場 ② P C B 廃棄物等処理施設のうち、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係るもの ③ 石綿含有産業廃棄物等処理施設のうち、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項に係るもの ・ 特例措置の内容 ①に該当する施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を 1/2 とする。 ②及び③に該当する施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を 1/3 とする。 上記の特例措置の適用期限（平成 28 年 3 月 31 日まで）を 2 年間延長する。		
関係条文	地方税法附則第 15 条第 2 項第 4 号、第 5 号 地方税法施行令附則第 11 条第 4 項 地方税法施行規則附則第 6 条第 12 項～第 14 項		
減収 見込額	[初年度] — (▲ 6 0 5) [平年度] — (▲ 6 0 5) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 廃棄物の適正な処理を確保するためには、法に定められる技術上の基準に適合した施設の整備を図っていくことが必要であり、当該施設に対して税制の優遇措置を設けることにより、適正な施設の設置を促進していく。 (2) 施策の必要性 ①一般廃棄物処理施設 一般廃棄物処理施設については、住民の忌避感、不信感から施設の設置が困難となっており、平成 9 年度から施設の新規許可件数が急激に減少する傾向が生じた。このような施設の新設件数の減少により処理の行き場の確保ができなくなれば、廃棄物の適正処理に支障を来しかねず、毎年約 500 万トン程度最終処分される一般廃棄物の受け皿の不足を招くこととなる。ここ数年は本税制措置により適正な処理施設の導入が促進されたこと等により、平成 25 年度末における一般廃棄物の最終処分場の残余年数は、19.3 年と改善傾向にある。 しかし、最終処分場の残余容量は年々減少傾向（平成 22 年度は 114 百万 m³、平成 23 年度は 111 百万 m³、平成 24 年度は 112 百万 m³、平成 25 年度は 107 百万 m³）にあり、また、最終処分場の整備状況は、各都道府県単位でみると地域的な偏りが大きく、このような地域では新たな最終処分場の整備が強く求められている。さらに、東日本大震災により被災地において大量の災害廃棄物が発生したことに伴い、膨大な量の廃棄物が最終処分場に埋め立てられるなど、一般廃棄物の処理を取り巻く状況は依然として厳しい状況が継続している。このため、リサイクルの一層の推進及び焼却、脱水等の中間処理による廃棄物の減量化を図るとともに、最終処分場の新規立地を促進していくことが重要な課題であり、本税制措置の延長は必要不可欠なものである。		
		ページ	2 — 1

②PCB廃棄物等処理施設

PCB廃棄物等については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）において、その処分の期限が定められている。当該期限は、PCB特措法施行当時、平成 28 年 7 月までとされていたが、処分の進捗が想定よりも遅れていること、PCB特措法施行後新たに微量に汚染された PCB 廃棄物の存在が明らかとなったことから、平成 24 年 12 月に約 10 年間延長（政令改正）された。新たな処理期限（平成 39 年 3 月 31 日まで）は、条約で定める国際的な処理期限に近接しており、必ずこの期限内で処理を行わなければならない。

PCB 廃棄物等は、現在数万事業者にて保管されている一方で、処理施設が極めて限られている状況である（平成 27 年 5 月 28 日現在で 33 箇所）。今後、処理施設の整備を加速化することが必須であるが、PCB 廃棄物等の処理は期限付きであるため、処理業者が参入に消極的である。したがって、唯一の経済的インセンティブである本税制は、処理事業者を増加させて処理を加速化し、国際的な期限を遵守する上で必要不可欠である。

③石綿含有産業廃棄物等処理施設

石綿含有産業廃棄物の排出量の増加（ストック量約 4000 万トン（2500 万 m^3 ）、年間排出量 100 万トン以上）が予想される中で、住民の不安を背景とした石綿含有産業廃棄物の忌避に加え、今後、大量に排出されることが予想されている石綿含有産業廃棄物の処理が滞留し、不法投棄や不適正処理が頻発して、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態が懸念される。このため、石綿含有産業廃棄物等について無害化処理という新たな処分ルート平成 18 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正によって確立し、取扱いについても、数次の廃棄物処理法（関係政省令含む）改正により厳格な処理基準を設けている。

現在、産業廃棄物最終処分場の残余容量は約 2 億 m^3 であり、石綿含有産業廃棄物について、今後排出が予想される 2500 m^3 が全て埋立処分されると、残余容量の 1/8 を占めることとなる。したがって、石綿含有産業廃棄物の処理を滞留させないためには、排出量の増大が見込まれる石綿含有産業廃棄物等の処理に必要な受け皿として、埋立処分以外の処分ルートを早急に確保することが求められる。一方で、石綿含有産業廃棄物については、埋立て処分と比較して処理コストが高いとの理由により、無害化処理が進まない状況にある。したがって、本税制優遇措置により無害化処理施設の整備に係るコストを低減させ、ひいては処理コストを下げることが必要である。

本要望に
対応する
縮減案

—

ページ

2 — 2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 廃棄物リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）
	政策の達成目標	①ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場 一般廃棄物のリサイクル・適正処理等を推進する。 ②PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物の適正な処理を促進する。 ③石綿含有産業廃棄物等処理施設 石綿含有産業廃棄物等の適正な処理を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成28年4月1日～平成30年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	①ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場 平成32年度に、一般廃棄物の排出量を平成12年度比で約25%減、最終処分量を平成12年度比で概ね7割減（※循環型社会形成推進基本法第15条第1項の規定に基づく第3次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日閣議決定）による。） 平成29年度に、一般廃棄物のリサイクル率を26%、一般廃棄物最終処分場の残余年数を20年（※廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づく施設整備計画（平成25年5月31日閣議決定）による。） ②PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物等処理施設の設置を進め、PCB廃棄物特別措置法に基づき、平成39年3月31日までにPCB廃棄物等の処理を完了する。 ③石綿含有産業廃棄物等処理施設 石綿含有産業廃棄物等処理施設の設置を進め、石綿含有産業廃棄物等の適正な処理を促進する。
	政策目標の達成状況	①ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場 一般廃棄物の処理を巡る直近の状況（平成25年度実績）は、排出量は45百万トン（平成12年度比で約20%減）、最終処分量は4.5百万トン（平成12年度比で約6割減）と減少してきており、リサイクル率は20.6%、残余年数は19.3年と増加傾向にある。 ②PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物等処理施設について、廃棄物処理法第15条第1項の都道府県知事許可の件数は35件である。また、廃棄物処理法第15条の4の4第1項の環境大臣による無害化認定については、平成27年8月段階で、申請件数は1件、認定件数は24件である。平成39年3月31日までの処理に向け、今後さらに件数の増加が見込まれる。 ③石綿含有産業廃棄物等処理施設 石綿含有産業廃棄物等処理施設のうち、廃棄物処理法第15条第1項の都道府県知事許可の件数は13件である。また、廃棄物処理法第15条の4の4第1項の環境大臣による無害化認定については、平成27年8月段階で、2件である。
有効性	要望の措置の適用見込み	約2,658事業者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	「政策目標の達成状況」欄のとおり、本税制の活用により公害防止用設備に設備投資が行われており、政策目標の達成に寄与している。
		ページ 2 — 3

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置（所得税、法人税）（租税特別措置法 第 20 条の 2、第 55 条の 6、第 68 条の 46）
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	・ P C B 廃棄物適正処理対策推進事業 （ 165, 771 千円の内数） ・ 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業 （5, 713 千円）
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	上記の予算上の措置は、微量 P C B 汚染廃電気機器を含む低濃度 P C B 廃棄物及び石綿含 有廃棄物等の無害化処理技術を認定するといった、P C B 廃棄物及び石綿含有廃棄物の適正 処理を促進するための措置であり、事業者の公害防止設備の設置を促進するものではない。 したがって、本要望項目との政策目的上の重複はない。
	要望の措置の 妥当性	政策目標の達成のためには、単に事業者に規制遵守を求めるだけではなく、設置時のコス トが高額である設備の導入に際して税制上の優遇措置を講ずることにより、設備導入の迅速 かつ円滑な実施を促進することが望ましい。
		ページ 2 — 4

税負担軽減措置等の適用実績	①ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場	平成 23 年度	設置件数：3,388 件	減収額：229.3 百万円
		平成 24 年度	設置件数：3,017 件	減収額：312.7 百万円
		平成 25 年度	設置件数：3,215 件	減収額：381.1 百万円
		平成 26 年度	設置件数：3,134 件	減収額：439.1 百万円
	②P C B 廃棄物等処理施設	平成 23 年度	適用件数：13 件	減収額：643.3 百万円
		平成 24 年度	適用件数：19 件	減収額：633.7 百万円
		平成 25 年度	適用件数：20 件	減収額：426.18 百万円
		平成 26 年度	適用件数：23 件	減収額：477.74 百万円
	③石綿含有産業廃棄物等処理施設	平成 23 年度	適用件数：1 件	減収額：1.6 百万円
		平成 24 年度	適用件数：1 件	減収額：0.97 百万円
		平成 25 年度	適用件数：1 件	減収額：0.9 百万円
		平成 26 年度	適用件数：2 件	減収額：2.7 百万円
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	【平成 25 年度】			
	①課税標準（固定資産の価格）			
	②516,557,397 千円の内数			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	①ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場	一般廃棄物のリサイクル率については、平成 22 年度は約 20.8%、平成 23 年度は約 20.6%、平成 24 年度は約 20.5%、平成 25 年度は約 20.6%となっており、また、最終処分場の残余年数については、平成 22 年度は約 19.3 年、平成 23 年度は約 18.9 年、平成 24 年度は約 19.7 年、平成 25 年度は 19.3 年となっている。		
	②P C B 廃棄物等処理施設	平成 26 年度までに、P C B 廃棄物等処理施設については 41 施設設置された。		
	③石綿含有産業廃棄物等処理施設	平成 26 年度までに、石綿含有産業廃棄物等処理施設については 18 施設設置された。		
前回要望時の達成目標	①ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場	平成 27 年度に、一般廃棄物の排出量について、1 人 1 日当たりの生活系ごみは平成 12 年度比で約 10%減、事業系ごみは平成 12 年度比で約 20%減（※循環型社会形成推進基本法第 15 条第 1 項の規定に基づく第 2 次循環型社会形成推進基本計画による。）		
	②P C B 廃棄物等処理施設	P C B 廃棄物の適正な処理を促進する。		
	③石綿含有産業廃棄物等処理施設	石綿含有産業廃棄物等の適正な処理を促進する。		
		ページ	2 — 5	

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	①ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場 1人1日当たりの生活系ごみについては、平成22年度は約540グラム（平成12年度比で約20%減）、事業系ごみについては、平成22年度は約1,297万トン（平成12年度比で約30%減）と前倒しで目標を達成している。これは、本税制措置により施設設置が進んだことにより、廃棄物のリサイクル率、最終処分場の残余年数が増加傾向にあるためである。 ②PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物等処理施設については、主に環境大臣認定による無害化認定施設について、徐々に設置件数が進んでいるものの、現在数万事業者にてPCB廃棄物等が保管されている一方で、処理施設が極めて限られている状況である。これは、PCB廃棄物等の処理が期限付きであるため、処理業者が参入に消極的であるためである。 ③石綿含有産業廃棄物等処理施設 石綿含有産業廃棄物について、埋立て処分と比較して処理コストが高いとの理由により、無害化処理施設の設置が進まない状況にある。
これまでの要望経緯	昭和47年に創設、以後平成26年度税制改正に至るまで2年ごとに延長。その間、昭和51年度、平成5年度、平成8年度及び平成13年度税制改正においては対象施設の拡充が認められた。また、平成18年度及び平成19年度税制改正において、石綿処理施設について対象施設の拡充が認められた。平成20年度税制改正において、自動車等破砕物処理施設が対象から除外され、廃PCB等処理施設及び産業廃棄物焼却熔融施設について課税標準率が縮減された。また、平成22年度税制改正において、産業廃棄物の最終処分場等が対象から除外され、石綿含有産業廃棄物等無害化処理用設備について課税標準率が縮減された。